

兵庫県公報

平成21年 1月27日 火曜日 第 2050 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部改正（ビジョン担当課長） | 1 |
| ○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課） | 1 |
| ○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 2 |
| ○平成20年兵庫県告示第1101号（家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求）の一部改正（畜産課） | 3 |
| ○漁船保険の付保義務の消滅（水産課） | 3 |
| ○漁船保険の付保義務の発生（同） | 3 |
| ○平成12年兵庫県告示第316号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部改正（同） | 4 |
| ○平成19年兵庫県告示第672号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部改正（同） | 4 |
| ○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 4 |
| ○道路の区域の変更（道路保全課） | 4 |
| ○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課） | 5 |
| ○道路の指定（建築指導課） | 5 |
| 公 告 | |
| ○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課） | 5 |
| ○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同） | 6 |
| ○同 上（同） | 6 |
| ○入札公告（県立大学） | 6 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出 | 8 |
| ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出 | 14 |
| ○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 15 |
| 公安委員会告示 | |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | 15 |

告 示

兵庫県告示第86号

平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部を次のように改正し、平成21年1月27日から施行する。

平成21年1月27日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中「第3次兵庫県環境基本計画」を「第3次兵庫県環境基本計画
ひょうご教育創造プラン」に改める。



兵庫県告示第87号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成21年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 開 設 者 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|------------------------------|-------------------------------|------------|
| かもめ薬局 | 有限会社 コーヨー調剤薬局 代表取締役 鈴木 彰 | 神戸市中央区港島中町3-2-6 | 平成20年12月1日 |
| あい歯科 | 井上 勝正 | 同 市兵庫区駅南通1-2-34 兵庫駅前クリニックビル2F | 同 |
| スターエール調剤薬局 | 有限会社 ハイ・メディック 代表取締役 河野 晃丸 | 同 市垂水区星が丘1-4-22 ラフイーネ星が丘1F | 平成21年1月1日 |
| 横山薬局 | 株式会社 つばさ企画 代表取締役 清水 義博 | 同 市同 区平磯4-5-6 山治ビル1階 | 平成20年10月1日 |
| フェニックス岩岡クリニック | 医療法人社団 一功会 理事長 平井 昭博 | 同 市西区岩岡町岩岡917-12 | 同 年12月1日 |
| 阪神調剤薬局 箕谷店 | 株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅 | 同 市北区山田町下谷上字梅木谷41-4 | 同 |
| 耳鼻咽喉科あらいクリニック | 新井 昇治 | 尼崎市塚口本町3-29-25 ディアコート塚新1階 | 平成21年1月1日 |
| ふじもり診療所 | 藤森 永二郎 | 西宮市久保町7-35 レインボー酒蔵通1F | 同 |
| 膳歯科医院 | 膳 努 | 宝塚市南口2-11-8 | 平成20年9月1日 |
| エルム薬局 川西店 | 有限会社 エルム薬局 代表取締役 木村 晴美 | 川西市多田桜木1-8-27 | 同 年12月1日 |
| 健友堂薬局 | 有限会社 大橋薬局 代表取締役 大橋 哲 | 小野市昭和町字壱町通468-1 | 同 |
| さしね歯科 | 岸根 博一 | 姫路市御立東2-13-12 | 同 |



兵庫県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成21年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

春日東部土地改良区

退任役員

| 役員区分 | 氏 名 | 住 所 |
|------|---------|-------------------|
| 理 事 | 細 見 好 裕 | 丹波市春日町松森634番地 |
| 同 | 西 山 伸一郎 | 同 市春日町松森736番地 |
| 同 | 山 内 重 雄 | 同 市春日町広瀬645番地 |
| 同 | 荒 木 篁 | 同 市春日町広瀬394番地 |
| 同 | 山 内 哲 男 | 同 市春日町栢野1039番地 |
| 同 | 山 内 太一郎 | 同 市春日町栢野1005番地 |
| 同 | 前 田 政 昭 | 同 市春日町上三井庄426番地2 |
| 同 | 済 木 一 夫 | 同 市春日町上三井庄797番地 |
| 同 | 細 見 康 夫 | 同 市春日町上三井庄254番地 |
| 同 | 細 見 悦 夫 | 同 市春日町下三井庄1315番地1 |
| 同 | 岡 田 順 一 | 同 市春日町下三井庄379番地 |
| 同 | 早 形 喜 隆 | 同 市春日町下三井庄279番地 |
| 同 | 石 田 良 一 | 同 市春日町下三井庄830番地1 |
| 同 | 矢 持 公 男 | 同 市春日町鹿場195番地 |
| 同 | 畑 新 一 | 同 市春日町鹿場744番地 |
| 同 | 矢 持 貢 | 同 市春日町鹿場1193番地 |

| | | | |
|-----|---------|---|---------------|
| 同 | 吉 住 英 明 | 同 | 市春日町柚津926番地 |
| 同 | 近 藤 豊 | 同 | 市春日町柚津304番地 |
| 監 事 | 山 内 章 | 同 | 市春日町広瀬816番地 |
| 同 | 中 川 武 | 同 | 市春日町鹿場582番地 2 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事 | 細 見 好 裕 | 丹波市春日町松森634番地 |
| 同 | 西 山 伸一郎 | 同 市春日町松森736番地 |
| 同 | 山 内 力 一 | 同 市春日町広瀬682番地 1 |
| 同 | 山 内 末 行 | 同 市春日町広瀬789番地 |
| 同 | 山 内 哲 男 | 同 市春日町栢野1039番地 |
| 同 | 山 内 宏 之 | 同 市春日町栢野469番地 |
| 同 | 阿 部 幸太郎 | 同 市春日町上三井庄695番地 |
| 同 | 細 見 拓 司 | 同 市春日町上三井庄233番地 1 |
| 同 | 西 田 尚 彦 | 同 市春日町上三井庄71番地 |
| 同 | 門 前 嘉 治 | 同 市春日町下三井庄1356番地 |
| 同 | 畑 亨 | 同 市春日町下三井庄189番地 |
| 同 | 伊 藤 隆 | 同 市春日町下三井庄1116番地 |
| 同 | 矢 持 辰 夫 | 同 市春日町鹿場1129番地 |
| 同 | 畑 新 一 | 同 市春日町鹿場744番地 |
| 同 | 畑 久 行 | 同 市春日町鹿場341番地 |
| 同 | 岡 田 輝 夫 | 同 市春日町下三井庄972番地 1 |
| 同 | 村 上 正 憲 | 同 市春日町柚津788番地 |
| 同 | 山 本 光 男 | 同 市春日町柚津583番地 |
| 監 事 | 河 南 多 一 | 同 市春日町栢野123番地 |
| 同 | 岡 田 康 雄 | 同 市春日町下三井庄699番地 |



兵庫県告示第89号

平成20年兵庫県告示第1101号(家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求)の一部を次のように改正する。
平成21年 1 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2中「原則として飼養羽数が100羽以上の家きんの農場の所有者」を「原則として飼養羽数が100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)の家きんの農場の所有者」に改める。



兵庫県告示第90号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成17年兵庫県告示第93号(付保義務の発生)で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成21年2月7日限りで消滅する。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

湊加入区



兵庫県告示第91号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成21年2月8日から発生する。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

湊加入区



兵庫県告示第92号

平成12年兵庫県告示第316号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部を次のように改正する。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第114条第 3 号に掲げる漁業に規定するかき養殖業中「かき網干加入区 区第503号漁業権漁場の区域」を「かき網干加入区 区第503号及び区第523号漁業権漁場の区域」に改め、「かき赤穂加入区 区第516号漁業権漁場の区域」を削る。



兵庫県告示第93号

平成19年兵庫県告示第672号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）の一部を次のように改正する。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第114条第 3 号に掲げる漁業に規定するかき養殖業中
「かき室津加入区 区第505号、区第506号及び区第507号漁業権漁場の区域
かき相生加入区 区第508号、区第509号、区第510号、区第511号及び区第512号漁業権漁場の区域」
を
「かき室津加入区 区第505号及び区第506号漁業権漁場の区域
かき相生加入区 区第508号、区第509号、区第510号、区第511号、区第512号、区第519号、区第520号、
区第521号及び区第522号漁業権漁場の区域」
に改める。



兵庫県告示第94号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（復旧測量）
- 2 作業期間
平成21年 1 月 5 日から同年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
西宮市神明町、芦原町、神祇官町、高松町、深津町、田代町及び大屋町



兵庫県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成21年 1 月 27 日から 2 週間、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|-------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|-------------------------------------|---|------------------|------|-----------|
| 県道 大 沢 西 宮 線 | 西宮市鷲林寺2丁目230番から 同 市鷲林寺2丁目223番1まで | 旧 | 8.0から 10.0まで | 70.0 | |
| | | 新 | 17.0から 31.0まで | 70.0 | 一部 予定地 |



兵庫県告示第96号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成21年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 株式会社アーバンダイショウ
 代表者氏名 浦 田 正 三
 事務所所在地 加古川市志方町細工所1118-13
 免 許 番 号 兵庫県知事(1)第401293号
 免 許 年 月 日 平成19年9月20日

2 処分の内容

免許の取消し



兵庫県告示第97号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、その関係図書は、平成21年1月27日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成21年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指定年月日 (平成年月日) | 道 路 の 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|---|-----------------|---------------|
| 第H20西播予定 0005号 | 21.1.9 | たつの市御津町室津896番23の一部、896番119の一部、896番179、896番180の一部、896番186の一部、896番204 | 10.50～ 17.13 | 210 |

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市北濱町牛谷字外新田23番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市安田四丁目15番地

株式会社八木 代表取締役 八 木 喜是子

3 許可年月日及び許可番号

平成20年 9 月 19 日

兵庫県指令東播（建）第 1－11号（20高砂）



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）センチュリープラザ

所在地 三田市けやき台一丁目10番 1

2 同法第 8 条第 1 項の規定により三田市から聴取した意見の概要

店舗の屋内外を専属警備員に巡回・巡視させる等、不測の事態に備え、未成年者の不法行為・蟻集・喫煙等の未然防止対策を講じること。また、その処理にあたっては警察等の関係機関との連携を密にし対処すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成21年 1 月 27 日から 1 月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ミドリ洲本店

所在地 洲本市塩屋一丁目ほか

2 同法第 8 条第 1 項の規定により洲本市から聴取した意見の概要

(1) 地域生活環境の保持等駐車需要の充足等交通に係る事項

地域生活環境保持のため、騒音等に充分配慮すること。また、資源リサイクル・ごみの減量化に協力すること。

(2) その他

本市が進める各種まちづくりの取り組みへの協力を配慮すること。また、地元からの優先的な雇用を行うなど、地域雇用の確保に協力すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成21年 1 月 27 日から 1 月間



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年 1 月 27 日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原 義弘

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
光反応硬化樹脂評価装置 一式
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する性能等を有すること。
- (3) 納入期限
平成21年3月31日
- (4) 納入場所
兵庫県立大学高度産業科学技術研究所内の指定した場所
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 参加申込の場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 宮本
電話 (0791) 58-0249
- (2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成21年1月27日（火）から同年2月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成21年2月25日（水）午後1時
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所1階 会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年2月23日（月）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成21年2月24日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
- イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（入札日から平成21年3月3日）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書で示した調達を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|--------|---------|-----------------|
| 自由民主党三原支部 | 杉本 美智夫 | 金藤 和幸 | 南あわじ市榎列小榎列373-3 |

(2) その他の政治団体

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|----|-------|---------|------------|
| | | | |

| | | | |
|--------------|-------|-------|-----------------|
| チェンジを求める市民会議 | 稲山 易二 | 川原 周二 | 南あわじ市賀集福井176番地1 |
|--------------|-------|-------|-----------------|

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 名称 | 異動事項 | 異動内容 | |
|--------------------|---------------|------|---|
| 公明党衆議院小選挙区兵庫第2総支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 公明党衆議院小選挙区兵庫第8総支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 自由民主党灘支部亮友会分会 | 代 表 者 | 新 | 堂内 克孝 |
| | | 旧 | 三浦 利夫 |
| 自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 自由民主党兵庫県第一選挙区支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 自由民主党兵庫県第五選挙区支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 自由民主党兵庫県第三選挙区支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 自由民主党兵庫県第十選挙区支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 自由民主党兵庫県第十一選挙区支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 自由民主党兵庫県第十二選挙区支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 自由民主党兵庫県第四選挙区支部 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 自由民主党兵庫県第六選挙区支部 | 会 計 責 任 者 | 新 | 宮東 一三 |
| | | 旧 | 小林 一啓 |

| | | | |
|----------------------------------|---------------------------|---|---|
| 自由民主党兵庫県ときわ会支部 | 会 計 責 任 者 | 新 | 岡田 隆夫 |
| | | 旧 | 山中 秋信 |
| 民主 党 神 戸 市 東 灘 区 支 部 | 代 表 者 | 新 | 井手 康雄 |
| | | 旧 | 土居 吉文 |
| | 会 計 責 任 者 | 新 | 土居 吉文 |
| | | 旧 | 加藤 修 |
| 民主 党 兵 庫 県 参 議 院 選 挙 区 第 2 総 支 部 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 民主 党 兵 庫 県 第 1 区 総 支 部 | 会 計 責 任 者 | 新 | 平木 博美 |
| | | 旧 | 井手 康雄 |
| 民主 党 兵 庫 県 第 5 区 総 支 部 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 民主 党 兵 庫 県 第 1 2 区 総 支 部 | 代 表 者 | 新 | 山口 壯 |
| | | 旧 | 山口 壯 |
| 民主 党 兵 庫 県 第 4 区 総 支 部 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 新 | 神戸市西区押部谷町押部710-1 |
| | | 旧 | 神戸市西区押部谷町木幡2-48 |
| | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |

(2) その他の政治団体

| 名称 | 異動事項 | 異動内容 | |
|-------------------|---------------------------|------|--|
| 愛と希望のまち西宮をつくる会 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 新 | 西宮市戸田町3-22-102 |
| | | 旧 | 西宮市和上町7-22 |
| 赤 羽 か ず よ し 後 援 会 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 赤羽 一嘉、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 赤 松 正 雄 後 援 会 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 新 し い 波 兵 庫 県 支 部 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 井上 喜一、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |

| | | | |
|-----------------------|---------------------------|---|--|
| 淡 路 市 を 考 え る 会 | 代 表 者 | 新 | 藤本 晃 |
| | | 旧 | 住田 良夫 |
| い き い き 西 宮 市 民 の 会 | 会 計 責 任 者 | 新 | 長谷川 逸輝 |
| | | 旧 | 澤田 暢子 |
| 市来ばん子後援会「イチバン元気会」 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 市来 伴子、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 市 来 ば ん 子 サ ポ ー タ ー ズ | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 市来 伴子、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 井 上 会 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 井上 喜一、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 井 上 喜 一 後 援 会 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 井上 喜一、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 大 阪 一 石 会 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 石井 一、参議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 梶 原 康 弘 後 援 会 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 梶原 康弘、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 輝 S E K I - C L U B | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 関 芳弘、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 現 代 政 策 調 査 会 | 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 石井 一、参議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |

| | | | |
|-----------------|---------------|---|---|
| 神戸一石会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 石井 一、参議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 神戸市獣医師政治連盟 | 会計責任者 | 新 | 権藤 眞禎 |
| | | 旧 | 大西 俊充 |
| 浩龍会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 市村 浩一郎、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 河菱会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 河本 三郎、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 木挽司後援会 | 会計責任者 | 新 | 宮東 一三 |
| | | 旧 | 小林 一啓 |
| 俊の会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 水岡 俊一、参議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 末松信介後援会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 末松 信介、参議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 税理士による河本三郎後援会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 河本 三郎、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 税理士による西村やすとし後援会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 西村 康稔、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |

| | | | |
|--------------|---------------|---|--|
| | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市西区押部谷町押部710-1 |
| | | 旧 | 神戸市西区押部谷町木幡2-48 |
| 高橋昭一後援会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 高橋 昭一、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 谷公一後援会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 谷 公一、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 兵庫県中村ひろひこ後援会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| | | 旧 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 中村 博彦、参議院議員 |
| 兵庫県木材産業政治連盟 | 会計責任者 | 新 | 田中 明 |
| | | 旧 | 村田 善郷 |
| フォーラム・チェンジ | 会計責任者 | 新 | 宮東 一三 |
| | | 旧 | 小林 一啓 |
| 冬柴政経懇話会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 冬柴 鐵三、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 芳香会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 関 芳弘、衆議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 水岡俊一はげます会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 水岡 俊一、参議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 室井邦彦後援会 | 国会議員関係政治団体の区分 | 新 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員 (公職の候補者の氏名及び公職の種類) 室井 邦彦、参議院議員 |
| | | 旧 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 山田さとの後援会 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西宮市戸田町3-22-102 |
| | | 旧 | 西宮市和上町7-22 |
| | | | |

| | | | |
|---------------|------------|---|----------------|
| 吉 富 幸 夫 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 川西市見野2丁目22番21号 |
| | | 旧 | 川西市見野1丁目16番18号 |
| | 代 表 者 | 新 | 増井 政治 |
| | | 旧 | 田村 正和 |

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

| 名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 |
|-----------------------|-------|--------------|
| 民 主 党 神 戸 市 灘 区 支 部 | 田路 裕規 | 平成20年12月 1 日 |
| 民 主 党 神 戸 市 東 灘 区 支 部 | 井手 康雄 | 平成20年12月15日 |

(2) その他の政治団体

| 名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 |
|----------------------------|-------|--------------|
| 明 日 の 高 砂 を 語 る 会 | 塩谷 武彦 | 平成20年12月14日 |
| イ メ ー ジ 高 砂 2 1 | 菱田 克己 | 平成20年12月14日 |
| 瀬 口 康 典 後 援 会 | 村山 隆之 | 平成20年12月25日 |
| た け あ き 倶 楽 部 | 松本 剛明 | 平成20年11月20日 |
| 田 村 広 一 後 援 会 | 片島 一美 | 平成20年12月14日 |
| 大 帝 國 櫻 會 | 小林 忠義 | 平成20年12月18日 |
| 寺 尾 稔 後 援 会 | 正垣 一義 | 平成20年12月25日 |
| 2 1 世 紀 の 高 砂 を 考 え る 会 | 田村 広一 | 平成20年12月14日 |
| 二 十 一 世 紀 の 加 西 を 語 る 会 | 大西 昇 | 平成20年12月23日 |
| 山 田 と し お 兵 庫 県 後 援 会 | 開田 和 | 平成20年12月12日 |
| 「 豊 かな 南 あ わ じ 市 」 を 創 る 会 | 杉浦 正和 | 平成20年12月 9 日 |



兵庫県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成21年 1月27日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異動内容 |
|--------------------------|-------|-----------|------|------|
| | | | | |

| | | | | | |
|---------|-------|---------|------------|---|-------------------|
| 高 橋 昭 一 | 衆議院議員 | 高橋昭一後援会 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市西区押部谷町押部710-1 |
| | | | | 前 | 神戸市西区押部谷町木幡2-48 |
| | | | | 旧 | 小野市敷地町1382-42-705 |

2 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 取消年月日 |
|------------------|-------|--------------|--------------|---------|-----------------|
| 田 村 広 一 | 高砂市長 | 21世紀の高砂を考える会 | 高砂市曾根町1859-1 | 田 村 広 一 | 平成20年 12月14日 |



兵庫県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

表朝来市の項中

「

| | |
|--------------------|---------------|
| 磯部地区水田利用再編対策研修指導施設 | 朝来市山東町大内549-1 |
|--------------------|---------------|

」

を

「

| | |
|----------------|---------------|
| 磯部地区コミュニティセンター | 朝来市山東町大内549-1 |
|----------------|---------------|

」

に改める。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年 1 月 27 日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施日

- ア 新規取得講習
平成21年3月2日(月)から同月9日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間
- イ 追加取得講習
平成21年3月5日(木)から同月9日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の3日間
- (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
- (4) 修了考査の実施
新規取得講習、追加取得講習ともに、3月9日(月)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
- (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
- ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(雑踏警備業務又は交通誘導警備業務に係るものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏警備業務又は交通誘導警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けている者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上交通誘導警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。)で、次のいずれかに該当するもの
- ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(雑踏警備業務又は交通誘導警備業務に係るものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏警備業務又は交通誘導警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に係る旧合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上交通誘導警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに平成21年2月3日(火)から同月13日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- 5 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)
- 6 申込時の提出書類

- (1) 新規取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (8) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
 - (9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (10) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し
 - (11) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (2) 追加取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
 - ウ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (8) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
 - (9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (10) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し
 - (11) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料
新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 9 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問い合わせ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線 3046
 - (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166